

令和3年度
八潮市外部評価報告書
(案)

令和4年 月
八潮市外部評価委員会

目 次

1.	八潮市外部評価の目的	1
2.	八潮市外部評価委員会の職務	1
3.	会議日程	1
4.	行政内部の行政評価	2
5.	外部評価対象事業の選定	6
	(1) 事務事業評価の選定	6
	①1次選定の基準	6
	②2次選定の基準	6
	(2) 年次事業評価の選定基準	7
6.	外部評価対象事業	8
7.	評価の流れ	9
	(1) 事務事業評価に対する外部評価	9
	(2) 年次事業評価に対する外部評価	9
	(3) 現地調査を伴う外部評価	9
	(4) 外部評価実施済み事業の再評価	9
8.	評価	10
	(1) 事務事業評価に対する評価	10
	①事業の評価に対する評価	10
	②総合評価に対する評価	11
	③今後の方向性について	12
	(2) 年次事業評価に対する評価	13
	①事業の評価に対する評価	13
	②総合評価に対する評価	14
9.	外部評価の結果（概要）	15
	(1) 事務事業評価に対する外部評価の結果	15
	(2) 年次事業評価に対する外部評価の結果	17
10.	外部評価の結果（個別）	19
	・地域支援事業	23
	・こども医療費支給事業	25
	・リサイクルプラザ管理運営事業	27
	・八潮市障がい者福祉施設やまびこ	29
11.	全体に関する意見	32

資料編

令和 3 年度事務事業評価シート	35
令和 3 年度年次事業評価シート	41
平成 27 年度八潮市行政評価における外部評価報告書（抜粋）	46
令和 3 年度外部評価シート	48
八潮市外部評価委員会委員名簿	52

1. 八潮市外部評価の目的

事業の実施主体である市が実施した事務事業評価及び年次事業評価¹について、外部評価委員が市民の立場に立って評価を行うことにより、事務事業評価及び年次事業評価の客観性・透明性を確保し、効率的かつ効果的な行政運営を推進することを目的とする。

2. 八潮市外部評価委員会の職務

八潮市外部評価委員会（以下「本委員会」という。）の職務は、八潮市附属機関設置条例（昭和57年条例第15号）別表に、次のとおり定められている。

八潮市附属機関設置条例 別表（第2条関係）

附属機関名	職務
八潮市外部評価委員会	市の事務事業評価及び八潮市公の施設 ² の指定管理者 ³ の指定の手續等に関する条例に基づく年次事業評価に関する事項を調査審議する。

3. 会議日程

令和3年度八潮市外部評価委員会の日時、開催方法及び主な内容は、表1のとおりである。なお、今年度の外部評価委員会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面会議とした。

表1 令和3年度八潮市外部評価委員会の日程

回数	日時	開催方法	主な内容
第1回	令和3年11月25日（木） ～令和3年12月7日（火）	書面会議	・ 評価対象事業の説明 ・ 質問事項の照会 ・ 外部評価4事業 （事務事業評価3事業） （年次事業評価1事業）
第2回	令和3年12月27日（月） ～令和4年1月12日（水）	書面会議	・ 質問事項への回答 ・ 外部評価シートの提出
第3回	令和4年1月24日（月） ～令和4年2月4日（金）	書面会議	・ 外部評価の総括

1 年次事業評価

市が指定管理者の業務の遂行状況及び運営により提供されるサービスについて評価するもの。また、公の施設の管理運営に関する事務事業の中で、指定管理者制度^{*}は、公の施設を管理運営する一つの手法であり、指定管理者の業務について市が評価した年次事業評価は、事務事業評価の基礎となる。

※指定管理者制度…公の施設の管理運営を指定管理者に委任し、民間委託事業者等のノウハウを生かした市民サービスの向上、経費の節減及び効率性の向上を図ることを目的とした制度。

2 公の施設

地方公共団体が住民の福祉を増進する目的のために設置し、その地方公共団体の住民が利用する施設。

（例：社会教育施設《図書館、公民館等》・

社会福祉施設《老人福祉センター、保健センター、児童館等》等）

3 指定管理者

地方公共団体から公の施設の管理を任される団体^{*}（民間事業者、NPO法人など）

※団体であれば法人格は必ずしも必要ではない。ただし、個人は不可。

4. 行政内部の行政評価

市では、令和2年度に実施した42施策、365事務事業を対象に、行政内部の行政評価として「施策評価」及び「事務事業評価」を実施した。また、指定管理者によって管理される13の施設について、年次事業評価を実施した。

施策評価の目的は、施策レベルで投入コストや成果（業績）を把握し、八潮市総合計画の進捗管理を行うことと、施策の現状、課題などを分析し、施策の展開方針を示すことである。

事務事業評価の目的は、市の実施する事務事業について評価することにより、事務事業の見直し、職員の意識改革、さらに市民への説明責任を果たすことと、総合的・計画的・効率的な行政運営を推進し、市民満足度の向上を図ることである。

年次事業評価の目的は、市が指定管理者の業務の遂行状況及び運営により提供されるサービスについて評価することにより、指定管理者に対して、施設の適正な運営やサービスの向上を促すことである。

本委員会では、「事務事業評価」3事業及び「年次事業評価」1事業について評価を行った。令和3年度（令和2年度実施事業）施策評価・事務事業評価及び年次事業評価の結果は、表2、表3及び表4のとおりである。

表2 令和3年度施策評価結果（令和2年度に実施した42施策）

評価項目	説明	評価内容	件数(件) ※1	割合(%) ※2
課題	目標達成のための課題	課題はほとんどない	1	2
		ある程度課題がある	48	86
		大きな課題がある	7	13
		計	56	100
総合評価	成果指標や事務事業評価結果を踏まえ進捗度を総合的に評価	順調	13	23
		概ね順調	40	71
		遅れ	3	5
		計	56	100
方向性	今後の施策の方向	現状のまま推進	34	61
		見直して推進	22	39
		大幅に見直して推進	0	0
		計	56	100
	「見直して推進」、「大幅に見直して推進」の22事業のうち	重点化	15	
		縮小	0	
		その他	7	

※1 施策に対し、複数の関係部署がある施策は、それぞれの部署が施策評価を行ったため、評価の合計が42にならない。

※2 割合は小数点以下を四捨五入しているため、各項目を足し合わせても100%にならない場合がある。

表 3 令和 3 年度事務事業評価結果（令和 2 年度に実施した 365 事務事業）

評価項目	説明	評価内容	件数	割合 (%) ※1
必要性	当該事務事業について市が関与する必要性	非常に高い	262	72
		高い	94	26
		ある程度認められる	9	2
		計	365	100
目標達成度	令和 2 年度の目標達成度	達成した (100%)	110	30
		概ね達成した (80%以上)	171	47
		達成できなかった (80%未満)	84	23
		計	365	100
実施内容・方法	成果向上やコスト削減のための見直しの余地	余地が大きい	8	2
		ある程度余地がある	300	82
		余地がない	57	16
		計	365	100
公平性	i. 受益者が一部に偏っているか	偏りがある	63	17
		やや偏りがある	94	26
		偏りがない	92	25
		非該当	116	32
		計	365	100
	ii. 受益者負担の見直しの余地※2	余地がある	69	28
		余地がない	40	16
		受益者負担がない	89	36
		非該当	51	20
		計	249	100
課題	評価時点で認識されている問題・課題	課題はほとんどない	47	13
		ある程度課題がある	275	75
		大きな課題がある	43	12
		計	365	100
総合評価	最終目標に対する進捗状況	順調	128	35
		概ね順調	212	58
		遅れ	23	6
		評価対象外※3	2	1
		計	365	100
今後の方向性	計画期間を通じた方向	現状のまま継続	261	72
		休止・廃止	0	0
		終了・完了	2	1
		見直して継続	97	27
		他事業と統合して継続	5	1
		計	365	100
	見直し方針:「見直して継続」、「他事業と統合して継続」の 102 事業のうち※4	重点化 (拡充)	61	
		手段を改善	33	
		効率・簡素化	10	
		その他	3	

- ※1 割合は小数点以下を四捨五入しているため、各項目を足し合わせても 100%にならない場合がある。
- ※2 「i. 受益者が一部に偏っているか」の中で「非該当」と回答した場合は「ii. 受益者負担の見直しの余地」には回答しないため、合計が 365 事業にならない。
- ※3 令和 2 年度に事業を行わなかったため、評価対象外とした。
- ※4 見直し方針について複数回答した事業があるため、「見直して継続」及び「他事業と統合して継続」の合計である 102 事業にならない。

表 4 令和 3 年度年次事業評価結果（令和 2 年度に指定管理者が管理した 13 施設）

評価項目	説明	評価	件数	割合 (%)
利用者満足度	利用者満足度は、毎年行われる利用者満足度調査から得られた評価を、表 5 の算出方法に従って、5 から 1 までの 5 段階で示したものを。	5	1	8
		4	12	92
		3	0	0
		2	0	0
		1	0	0
総合評価	年次事業評価の各項目の評価と、利用者満足度指数から、表 6 の評価基準に従って、S から D までの 5 段階で示したものを。	S	1	8
		A	12	92
		B	0	0
		C	0	0
		D	0	0

表 5 利用者満足度調査に係る利用者満足度指数の算出方法（この表は例です）

①「当施設の管理者に対する評価」を5段階で点数化する。

当施設の管理者に対する評価	人数(A)	点数(B)	計(A×B)
5. 非常に満足	30	5	150
4. 満足	10	4	40
3. どちらでもない	5	3	15
2. 不満	2	2	4
1. 非常に不満	1	1	1
計	① 48		② 210

②平均点数を算出する。（小数点第3位以下切り捨て）

平均点数（②÷①）

4.37

③平均点数から利用者満足度指数を決定する。

利用者満足度指数

4

平均点数	満足度指数
4.75～5.00	5
4.00～4.74	4
3.00～3.99	3
2.00～2.99	2
1.00～1.99	1

表 6 年次事業評価に係る総合評価の評価基準

総合評価	評価基準
S：「協定内容あるいは要求水準等」に対して優れている。	年次事業評価が全てAであり、利用者満足度指数が5ポイントである場合
A：「協定内容あるいは要求水準等」に対して良好である。	年次事業評価にCがなく、Aが2/3以上であり、利用者満足度指数が4ポイント以上である場合
B：「協定内容あるいは要求水準等」に対して概ね良好である。	年次事業評価にCがなく、Aが1/2以上であり、利用者満足度指数が3ポイント以上である場合
C：「協定内容あるいは要求水準等」に対して努力を要する。	年次事業評価にCがなく、Aが1/2未満である。または、利用者満足度指数が2ポイントである場合
D：「協定内容あるいは要求水準等」に対して下回る。	年次事業評価にCがある。または、利用者満足度指数が1ポイントである場合

5. 外部評価対象事業の選定

(1) 事務事業評価の選定

本委員会では、市が実施する事務事業評価のうち、外部評価対象事業として、次の選定基準により 2 事業を決定した。

① 1 次選定の基準

企画経営課が、教育委員会（教育総務部・学校教育部）の実施する事務事業※（62 事業）及び次の条件に該当する事務事業を除く 28 事業を決定する。

- ・ 国や県が主体となって実施する事務事業
- ・ 職員が対象となるなど、内部管理のみの事務事業
- ・ 令和 2 年度に予算または人件費のない事務事業
- ・ 積立金や償還金、利子等の支出もしくは他会計への繰出のみの事務事業
- ・ 経営資源の事業費・労務量が「削減」の事務事業
- ・ 前年度に外部評価対象となった担当課の事務事業（再評価対象事業を除く。）
- ・ 過去に外部評価を実施した事務事業（再評価対象事業を除く。）

② 2 次選定の基準

1 次選定された 28 事業の中から、外部評価委員が外部評価すべき事業を選定する。外部評価委員の選定結果を集計し、選定した 2 事業を外部評価対象事業とする。

※教育委員会の事業については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条の規定により、教育に関し学識経験を有する者による「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」を行っているため対象外とした。

(2) 年次事業評価の選定基準

本委員会による評価は、次年度以降、指定管理者が施設の運営に反映できるよう、原則として指定期間内の2年目又は3年目における年次事業評価を対象とするが、各年度の評価対象施設数に偏りがないように調整する。

指定管理者が管理する施設に対する年次事業評価について、外部評価を行うスケジュール(予定)は表7のとおりである。

表7 指定管理者が管理する施設に対する評価年度スケジュール(予定)【全13施設】

番号	施設名	指定管理期間と評価年度					
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
1	八潮市立コミュニティセンター			評価			
2	八潮市老人福祉センター寿楽荘				評価		
3	八潮市老人福祉センターすえひろ荘				評価		
4	八潮市高齢者福祉施設やしお苑				評価		
5	八潮市身体障害者福祉センターやすらぎ		評価				
6	八潮市障がい者福祉施設わかくさ		評価				
7	八潮市障がい者福祉施設虹の家		評価				
8	八潮市障がい者福祉施設やまびこ	評価					評価
9	八潮市知的障害者生活サポートセンター		評価				
10	八潮市立はちじょうきた学童保育所			評価			
11	八潮市立どんぐり学童クラブ			評価			
12	八潮市立八條図書館及び八條公民館				評価		
13	八潮市立おおぜ学童保育所			評価			
評価対象施設数		1	4	4	4	0	1

※白抜きは現在の指定管理期間、薄い網掛けは令和4年1月1日現在で確定している指定管理期間、濃い網掛けは想定される指定管理期間を表記している。

6. 外部評価対象事業

事務事業評価及び年次事業評価の選定基準に基づき、表 8 及び表 9 のとおり外部評価対象事業を決定した。

なお、「3. リサイクルプラザ管理運営事業」については、平成 27 年度に外部評価を実施した事業であるが、再評価として外部評価を実施した。

表 8 令和 3 年度八潮市外部評価対象 事務事業評価 一覧表

番号	施策の柱	事業名	担当課名
1	健康福祉・子育て	地域支援事業	長寿介護課
2	健康福祉・子育て	こども医療費支給事業	子育て支援課
3	都市基盤・環境	リサイクルプラザ管理運営事業	環境リサイクル課 リサイクルプラザ

表 9 令和 2 年度八潮市外部評価対象 年次事業評価 一覧表

番号	施設名	担当課名
4	八潮市障がい者福祉施設やまびこ	障がい福祉課

7. 評価の流れ

(1) 事務事業評価に対する外部評価

例年の事務事業評価に対する外部評価は、委員が会場へ参集する形式での会議を開催しており、事務事業評価シート（P34 以降参照）に基づき、評価者である課長級職員等から事業内容や評価結果について説明を受け、その後に質疑応答を行い、事務事業評価が適切に行われているか評価を行っているが、今年度においては、書面会議としたため、事業内容の説明や質疑応答は郵送等による書面で行い、評価を行った。

(2) 年次事業評価に対する外部評価

年次事業評価に対する外部評価についても、年次事業評価シート（P41 以降参照）等に基づき、事業内容の説明や質疑応答は郵送等による書面で行い、評価を行った。

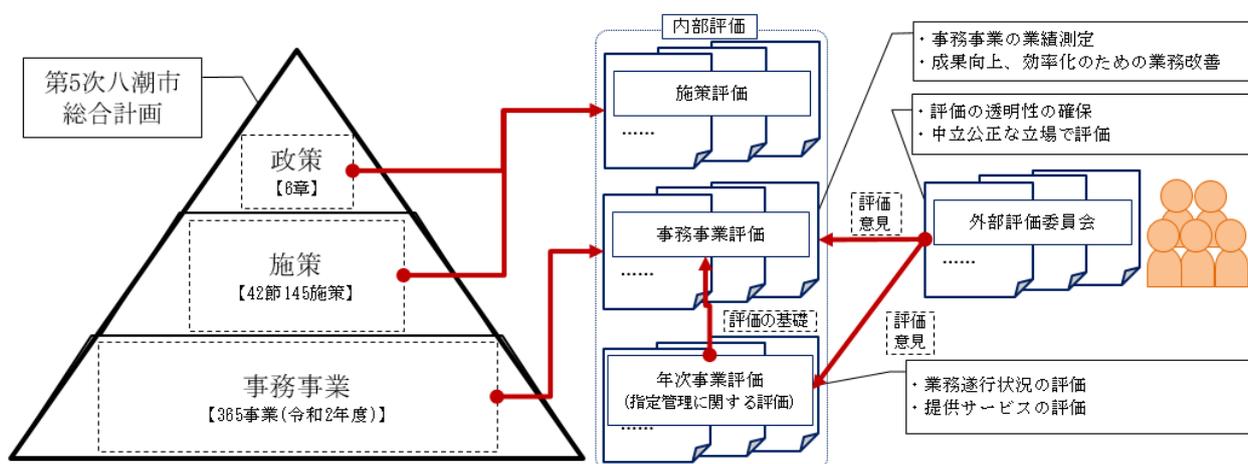


図 1 外部評価と事務事業評価及び年次事業評価の関係（イメージ）

(3) 現地調査を伴う外部評価

平成 23 年度から、外部評価委員が施設や現地等を実際に確認し、評価を行う、現地調査を伴う外部評価を取り入れた。

しかし、令和 3 年度の外部評価については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、現地調査を行わず、年次事業評価シートに基づき、事業内容、評価結果及び施設や現場等の概要の説明、質疑応答を郵送等による書面で行い、評価が適切に行われているか評価を行った。

(4) 外部評価実施済み事業の再評価

平成 25 年度から、過去に実施した外部評価により明確となった課題が改善され、適切に評価しているかを確認するため、評価実施済み事業を再評価することとした。

外部評価実施済み事業の再評価についても、事務事業評価シート及び当該事業における過去の外部評価結果等に基づき、事業内容、評価結果、課題の改善状況、質疑応答等は郵送等による書面で行い、課題の改善状況等を踏まえ、事務事業評価が適切に行われているか評価を行った。

8. 評価

(1) 事務事業評価に対する評価

本委員会では、市の実施した事務事業評価に対して、「必要性」「目標達成度」「実施内容・方法」「公平性」「総合評価」の項目ごとに、評価が適切に行われているかについて評価した結果を本委員会の評価とした。

なお、「今後の方向性」については、各外部評価委員の考えを示した。

①事業の評価に対する評価

事務事業評価シートや担当課作成の事業内容、評価結果の説明資料に基づき、外部評価委員が事務事業評価シートの「事業の評価」に掲げる各評価結果について評価した。

各評価項目に対する評価は、表10「事務事業評価に対する評価基準」に基づき、「5点」「4点」「3点」「2点」「1点」の5段階評価とし、「最適な評価」を5点、「適切でない評価」を1点として、外部評価委員が評価した結果の平均点を用いた。

表10 事務事業評価に対する評価基準

評価項目	評価の視点
必要性 (市が関与する必要性)	<ul style="list-style-type: none">・ 市民からの要望を的確に捉え評価しているか。・ 社会情勢の変化を的確に捉え評価しているか。・ 利用者や対象者の減少などを的確に捉え評価しているか。・ 市が事業を廃止・休止した場合の市民に与える影響を的確に捉え評価しているか。・ 市民の生活水準の維持・向上への寄与を的確に捉え評価しているか。
目標達成度 (令和2年度の目標達成度)	<ul style="list-style-type: none">・ 目的(目標)を的確に捉え評価しているか。・ 事業成果・効果を的確に判断し評価しているか。・ 市民満足度を的確に捉え評価しているか。・ 適切な指標を設定し、指標の達成度を的確に捉え評価しているか。
実施内容・方法 (成果向上・コスト削減のための見直しの余地)	<ul style="list-style-type: none">・ 効率化の余地を的確に捉え評価しているか。・ 費用対効果を的確に捉え評価しているか。・ 事業の担い手や進め方等の見直しの余地を的確に捉え評価しているか。・ 進行状況を的確に捉え評価しているか。
公平性 (受益者が一部に偏っているか・受益者負担の見直しの余地)	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者(受益者)の偏りを的確に捉え評価しているか。・ 受益者負担の公平性を的確に捉え評価しているか。

②総合評価に対する評価

事務事業評価シート、担当者作成の事業内容や評価結果の説明資料及び外部評価委員からの質問事項に対する回答に基づき、外部評価委員が事務事業評価シートの「総合評価」に対し適切に評価されているか評価を行った。

なお、評価に当たっては、「事業目的」、「事業の実施状況(見込み)」、「活動指標・成果指標」、「計画期間を通じた課題と対応策」を踏まえ、最終目標の達成に向けた進捗状況が適切に評価されているか、という視点から評価を行い、表 11「総合評価に対する評価基準」に基づき、各外部評価委員が5点から1点までの5段階評価を実施した。

また、各外部評価委員の「総合評価」を集計し、「委員会の評価」に基づき、本委員会の評価とした。委員会の評価は、総合評価の集計結果を「25点から23点」をA、「22点から18点」をB、「17点から13点」をC、「12点から8点」をD、「7点から5点」をEとしたものである。

表 11 総合評価に対する評価基準

評価区分	説明	総合評価	委員会の評価
A:最適な評価	・市が実施した総合評価は適切であり、客観性の面から大変説得力がある。	5点	25 } 23
B:適切な評価	・市が実施した総合評価は適切であり、客観性の面から説得力がある。	4点	22 } 18
C:概ね適切な評価	・市が実施した総合評価は概ね適切であり、客観性の面から概ね理解できる。	3点	17 } 13
D:やや適切でない評価	・市が実施した総合評価は適切とは言えず、客観性の面から必ずしも妥当性があるとは言えない。	2点	12 } 8
E:適切でない評価	・市が実施した総合評価は不適切であり、客観性の面からも見直し、改善すべき点が多い。	1点	7 } 5

③今後の方向性について

各外部評価委員が、①事業の評価に対する評価等を考慮し、次の表 12 に掲げる区分に従い、「今後の方向性」を考察した。

表 12 今後の方向性

区分	説明
重点化（拡大）	令和2年度と比較して、事業を重点化（拡大）して実施する。
現状維持	令和2年度と比較して、事業を同規模で実施する。
縮小	令和2年度と比較して、事業を縮小して実施する。
休止・廃止	令和2年度の翌年度以降、事業を休止・廃止する。
その他	上記4区分以外の方向性を表す。

(2) 年次事業評価に対する評価

本委員会では、市の実施した年次事業評価に対して、「開館時間」「管理執行体制に関する事項」「個人情報の保護」「利用者への対応及びサービス等の向上」「利用許可業務」「施設設備及び物品の維持管理」「経費の執行管理」「その他の事項」「総合評価」の項目ごとに、評価が適切に行われているかについて評価した結果を本委員会の評価とした。

①事業の評価に対する評価

年次事業評価シートや担当課作成の事業内容、評価結果の説明資料及び外部評価委員からの質問事項に対する回答に基づき、外部評価委員が年次事業評価シートの各評価結果について評価した。

各評価項目に対する評価は、表 13 「年次事業評価に対する評価基準」に基づき、「5点」「4点」「3点」「2点」「1点」の5段階評価とし、「最適な評価」を5点、「適切でない評価」を1点として、外部評価委員が評価した結果の平均点を用いた。

表 13 年次事業評価に対する評価基準

年次事業評価の評価項目	市が実施した各項目についての評価の視点
開館時間	開館予定日、開館時間は守られているか
管理執行体制に関する事項	業務遂行に必要な職員配置や業務の処理に適した執行体制、業務の処理過程におけるチェック機能が確保されているか等
個人情報の保護	個人情報が入潮市個人情報保護条例に基づき、適正に取り扱われているか、個人情報の管理及び取り扱いに係るマニュアル等の作成がなされているか
利用者への対応及びサービス等の向上	事業計画に基づいた行事は行われているか、利用者アンケート等を実施し、自己分析や業務改善を行っているか等
利用許可業務	利用者の公平な選考を行っているか、利用料金は適正に設定され、徴収、減免の手続きは適正か等
施設設備及び物品の維持管理	施設の維持管理や保安管理は適正か、施設の改修・修繕は市との協議の上で行われているか等
経費の執行管理	経費を適正に執行管理するための体制が確保されているか、資金の適正な管理と経理内容の明確化が図られているか等
その他の事項	業務の一括委託などは行われていないか、損害賠償保険に加入しているか

②総合評価に対する評価

年次事業評価シート、評価者である課長級職員等による事業内容や評価結果の説明に基づき、外部評価委員が年次事業評価シートの「総合評価」に対し適切に評価されているか評価を行った。

なお、評価に当たっては、全ての評価内容や事業内容を的確に捉え評価しているか、事業の目的を的確に捉え評価しているか、事業の実施状況や進捗状況を的確に捉え評価しているか、各評価項目の評価と矛盾のない評価をしているか、課題や改善策についても具体的に検討の上で評価しているか、という視点から評価を行い、表 14「総合評価に対する評価基準」に基づき、各外部評価委員が 5 点から 1 点までの 5 段階評価を実施した。

また、各外部評価委員の「総合評価」を集計し、「委員会の評価」に基づき、本委員会の評価とした。委員会の評価は、総合評価の集計結果を「25 点から 23 点」を A、「22 点から 18 点」を B、「17 点から 13 点」を C、「12 点から 8 点」を D、「7 点から 5 点」を E としたものである。

表 14 総合評価に対する評価基準

評価区分	説明	総合評価	委員会の評価
A:最適な評価	市が実施した総合評価は適切であり、客観性の面から大変説得力がある。	5 点	25 } 23
B:適切な評価	市が実施した総合評価は適切であり、客観性の面から説得力がある。	4 点	22 } 18
C:概ね適切な評価	市が実施した総合評価は概ね適切であり、客観性の面から概ね理解できる。	3 点	17 } 13
D:やや適切でない評価	市が実施した総合評価は適切とは言えず、客観性の面から必ずしも妥当性があるとは言えない。	2 点	12 } 8
E:適切でない評価	市が実施した総合評価は不適切であり、客観性の面からも見直し、改善すべき点が多い。	1 点	7 } 5

9. 外部評価の結果（概要）

市が実施した事務事業評価、年次事業評価及び本委員会の評価は、表 15 及び表 16 のとおりである。

(1) 事務事業評価に対する外部評価の結果

事務事業評価における総合評価に対する評価については、外部評価対象とした 3 事業のうち、2 事業を「A：最適な評価」、1 事業を「B：適切な評価」とした。

なお、「①必要性」「②目標達成度」「③実施内容・方法」「④公平性」及び「⑥総合評価」に対する本委員会の評価は、市の事業を評価したものではなく、市が実施した「事務事業に対する評価」が適切であるかを外部評価委員が評価したものである。

表 15 事務事業評価（内部評価）及び外部評価の結果

事業名		①必要性	②目標達成度	③実施内容・方法	
1	地域支援事業	内部評価	A	B	見直しの余地がある
		外部評価	5.0	4.0	4.4
2	こども医療費支給事業	内部評価	A	B	見直しの余地がある
		外部評価	4.6	4.6	4.6
3	リサイクルプラザ管理 運営事業	内部評価	A	B	見直しの余地がある
		外部評価	5.0	4.2	4.6

※上段は市が実施した事務事業評価（内部評価）、下段は本委員会の評価結果となっている。

④公平性	⑤課題	⑥総合評価	⑦今後の方向性
やや偏りがある 非該当	ある程度課題がある	☆☆ 概ね順調	現状のまま継続
4.4	—	B : 20 点/25 点満点	P. 24(4) 参照
やや偏りがある 非該当	ある程度課題がある	☆☆ 概ね順調	見直して継続 重点化 (拡充)
4.6	—	A : 24 点/25 点満点	P. 26(4) 参照
やや偏りがある 余地がある	ある程度課題がある	☆☆ 概ね順調	見直して継続 重点化 (拡充)
4.6	—	A 23 点/25 点満点	P. 28(4) 参照

(2) 年次事業評価に対する外部評価の結果

年次事業評価における総合評価に対する評価については、外部評価対象とした1事業を「A：最適な評価」とした。

なお、「①開館時間」「②管理執行体制に関する事項」「③個人情報の保護」「④利用者への対応及びサービス等の向上」「⑤利用許可業務」「⑥施設設備及び物品の維持管理」「⑦経費の執行管理」「⑧その他の事項」及び「⑨総合評価」に対する本委員会の評価は、市の事業を評価したのではなく、市が実施した「年次事業に対する評価」が適切であるかを外部評価委員が評価したものである。

表 16 年次事業評価（内部評価）及び外部評価の結果

施設名		① 開館 時間	②管理執行体制 に関する事項			③個人情 報の保護		④利用者への対応及 びサービス等の向上				⑤利用許可業務				
			開館 予定日、 時間	職員 数	チェ ック 機能	法令 遵守	適 正 な 取 り 扱 い	マ ニ ユ ア ル の 作 成	行 事 の 実 行	自 己 分 析 、 業 務 改 善	ト ラ ブ ル 対 応	職 員 研 修	利 用 料 金 の 設 定	減 免 の 手 続 き	徴 収	公 平 な 選 考
4	八潮市障がい者 福祉施設やまび こ	内部 評価	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	—	—	—	A
		外部 評価	4.8	4.8			5.0		4.8				4.8			

※上段は市が実施した年次事業評価（内部評価）、下段は本委員会の評価結果となっている。

⑥施設設備及び物品の維持管理						⑦経費の執行管理				⑧その他の事項		⑨総合評価
施設の維持管理	施設の改修・修繕	施設の保安全管理	清掃業務	安全衛生管理	物品の管理	経費の効率化	経理の執行体制	適正な管理	経理規程等の整備	一括委託	賠償保険	
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
4.8						4.8				4.8		A:24点/25点満点 P.30(2)参照

10. 外部評価の結果（個別）

本委員会では、市が実施した事務事業評価及び年次事業評価に対して外部評価を行い、委員会の評価を決定した。また、外部評価を行う過程において、事業の取り組みに対する意見もあったため、今後の事業を推進するために、参考とすべきものとして記載した。

なお、各事業の評価結果の構成については、表 17 及び表 18 のとおりである。

表 17 事務事業評価に対する外部評価の結果の構成

番 号	1		①
事業名	地域支援事業	担当課	長寿介護課
事業目的	高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、心身の状態の改善のみでなく生活機能全体の向上を図ることにより、高齢者がいきいきと暮らせる地域作り、まちづくりを支援することを目的とする。		
事業概要	○介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業 ○包括的支援事業 包括的支援事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業 ○任意事業 任意事業、介護相談員派遣事業		
③ 事務事業評価に対する主な意見 ④			
① 必要性について、介護保険法に基づく事業であることが踏まえられており、評価は妥当である。 ② 目標達成度について、成果指標が設定されていないため、達成度を判断しきれない。フレイルチェック事業や高齢者ふれあいの家支援事業を実施した結果、事業目的に照らし、どのような効果があったのか等を測る必要があるのではないかと。 ③ 目標達成度について、当該事業の「要介護状態となることを予防する」、「要介護状態等になった場合においても生活機能全体の向上を図る」という 2 点を何らかの指標で示すようにすると良いと思われる。例えば、市民の高齢者に占める要介護状態の者の割合や健康寿命などが参考になるのではないかとと思われる。 ④ 実施内容・方法について、成果指標が設定されていないことから、「成果を高める工夫」を考えることが困難であり、社会情勢やニーズの変化をどこで捉えるのかも不明確になっていると思われる。そのような観点から、「見直しの余地がある」とした評価は妥当である。 ⑤ 総合評価について、事業としてはしっかり実施されており、「概ね順調」とした評価は妥当である。			
②			
(1) 事業の評価に対する評価			
必要性、目標達成度、実施内容・方法及び公平性の評価項目について、外部評価委員が 5 段階評価を行った結果は、次のとおりである。			
評価項目	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5 段階評価)
			5 点 4 点 3 点 2 点 1 点
必要性	非常に高い	5.0	5 人
目標達成度	概ね達成できた	4.0	1 人 3 人 1 人
実施内容・方法	見直しの余地がある	4.4	2 人 3 人
公平性	やや偏りがある 非該当	4.4	3 人 1 人 1 人
※委員会の評価（平均点）は小数点以下第 2 位を四捨五入している。			
③			
(2) 総合評価に対する評価			
担当課の総合評価（最終目標に対する進捗状況）に対し外部評価委員が 5 段階評価を行った結果は、次のとおりである。			
担当課の評価	委員会の評価	委員会の点数内訳 (5 段階評価)	
	合計点/満点	5 点 4 点 3 点 2 点 1 点	
☆☆ 概ね順調	B：適切な評価 20 点/25 点	1 人 3 人 1 人	
⑤			
(4) 今後の方向性について			
担当課の今後の方向性は、「現状のまま継続」であるが、本委員会の意見としては、「現状維持」が 4 人、「重点化」が 1 人であった。このことから、現在の事業内容を維持してほしい。			
⑥			
(5) 当該事業に対する主な意見・提案等			
① フレイルチェック事業について知らない高齢市民もいるようなので、広報活動を進め、事業を拡充していただきたい。 ② 平均寿命が延伸する中、健康寿命があまり延伸しない分、介護の課題がいろいろあるが、県内初の「フレイルチェック測定会」を実施し、自らの健康状態に気づき、日頃の生活を見直せる新しい取り組みに大いに期待したい。			

【構成の説明】

- ①事業名や事業目的等を記載しており、事務事業評価シートより転記した。
- ②「(1) 事業の評価に対する評価」は、表 10「事務事業評価に対する評価基準」(P10)に基づき、必要性や目標達成度等の4つの評価項目について、外部評価委員がそれぞれ5点から1点までの5段階で評価を行い、その平均点を記載した。
- ③「(2) 総合評価に対する評価」は、表 11「総合評価に対する評価基準」(P11)に基づき、5点から1点までの5段階で総合評価を行い、5人の外部評価委員の総合評価を集計し、「委員会の評価」に基づき、AからEまでの5段階で評価した結果を記載した。
- ④「(3) 事務事業評価に対する主な意見」は、外部評価委員の意見のうち、市が行った事務事業評価に対する意見について、主なものを記載した。
- ⑤「(4) 今後の方向性について」は、表 12「今後の方向性」(P12)に基づき、重点化や現状維持等の方向性について考察した結果を記載した。
- ⑥「(5) 当該事業に対する主な意見・提案等」は、外部評価委員の意見のうち、事業の取組状況等、「(3) 事務事業評価に対する主な意見」以外について、主なものを記載した。

表 18 年次事業評価に対する外部評価の結果の構成

番 号	4	指定管理					①					
施設名	八潮市障がい者福祉施設やまびこ		担当課	障がい福祉課								
設置の目的	障がい者が自立した日常生活並びに社会生活を営むことができるよう必要な支援を行い、もって障がい者の福祉の増進を図るため。											
業務内容	(1) 障がい者福祉施設の利用の承認に関する業務 (2) 八潮市障がい者福祉施設設置及び管理条例第3条各号(※)に掲げる事業に関する業務 (3) 障がい者福祉施設の施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務 ※(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第7項に規定する生活介護を行う事業 (2) 法第5条第14項に規定する就労継続支援を行う事業 (3) 前2号に掲げるもののほか、障がい者福祉施設の設置の目的を達成するために必要な事業											

(2) 総合評価に対する評価					③				
担当課の総合評価に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。									
担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳(5段階評価)						
	合計点/満点	5点	4点	3点	2点	1点			
A:「協定内容あるいは要求水準等」に対して良好である	A:最適な評価	24点/25点	4人	1人					

(3) 年次事業評価に対する主な意見		④				
① 管理執行体制に関する事項について、確認・注意を徹底し、関係法令を遵守されているため、評価は妥当である。 ② 個人情報の保護について、施設側でも個人情報の保護に関する規定を整備しており、高く評価できる。 ③ 利用者への対応及びサービス等の向上について、市民からの苦情もなく、職員育成の研修もリモートを利用して実施しているとのことであり、評価は妥当である。						

(1) 事業の評価に対する評価					②				
「開館時間」「管理執行体制に関する事項」「個人情報の保護」「利用者への対応及びサービス等の向上」「利用許可業務」「施設設備及び物品の維持管理」「経費の執行管理」「その他の事項の評価項目」について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。									
評価項目	業務履行内容	担当課の評価	委員会の評価(平均点)	委員会の点数内訳(5段階評価)					
				5点	4点	3点	2点	1点	
①開館時間	開館予定日、時間	A	4.8	4人	1人				
②管理執行体制に関する事項	職員数	A	4.8	4人	1人				
	チェック機能	A							
	法令遵守	A							
③個人情報の保護	適正な取り扱い	A	5.0	5人					
	マニュアルの作成	A							
④利用者への対応及びサービス等の向上	行事の実行	A	4.8	4人	1人				
	自己分析、業務改善	A							
	トラブル対応	A							
	職員研修	A							
⑤利用許可業務	利用料金の設定	—	4.8	4人	1人				
	減免の手続き	—							
	徴収	—							
	公平な選考	A							
⑥施設設備及び物品の維持管理	施設の維持管理	A	4.8	4人	1人				
	施設の改修・修繕	A							
	施設の保安管理	A							
	清掃業務	A							
	安全衛生管理	A							
	物品の管理	A							
⑦経費の執行管理	経費の効率化	A	4.8	4人	1人				
	経理の執行体制	A							
	適正な管理	A							
	経理規程等の整備	A							
⑧その他の事項	一括委託	A	4.8	4人	1人				
	賠償保険	A							

(4) 当該事業に対する主な意見・提案等		⑤				
① リモートによる研修だけでは、必ずしも十分な周知が図れないこともあるため、動画配信の際に、配信しただけとならないよう工夫が求められる。 ② 施設職員の虐待の対応等、常時意識し、予防に努めていただきたい。						

【構成の説明】

- ①施設名や設置の目的等を記載しており、年次事業評価シートより転記した。
- ②「(1) 事業の評価に対する評価」は、表 13「年次事業評価に対する評価基準」(P13)に基づき、開館時間や管理執行体制等の 8 つの評価項目について、外部評価委員がそれぞれ 5 点から 1 点までの 5 段階で評価を行い、その平均点を記載した。
- ③「(2) 総合評価に対する評価」は、表 14「総合評価に対する評価基準」(P14)に基づき、5 点から 1 点までの 5 段階で総合評価を行い、5 人の外部評価委員の総合評価を集計し、「委員会の評価」に基づき、A から E までの 5 段階で評価した結果を記載した。
- ④「(3) 年次事業評価に対する主な意見」は、外部評価委員の意見のうち、市が行った年次事業評価に対する意見について、主なものを記載した。
- ⑤「(4) 当該事業に対する主な意見・提案等」は、外部評価委員の意見のうち、事業の取組状況等、「(3) 年次事業評価に対する主な意見」以外について、主なものを記載した。

番 号	1		
事業名	地域支援事業	担当課	長寿介護課
事業目的	高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、心身の状態の改善のみでなく生活機能全体の向上を図ることにより、高齢者がいきいきと暮らせる地域作り、まちづくりを支援することを目的とする。		
事業概要	○介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業 ○包括的支援事業 包括的支援事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業 ○任意事業 任意事業、介護相談員派遣事業		

(1) 事業の評価に対する評価

必要性、目標達成度、実施内容・方法及び公平性の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
			5点	4点	3点	2点	1点
必要性	非常に高い	5.0	5人				
目標達成度	概ね達成できた	4.0	1人	3人	1人		
実施内容・方法	見直しの余地がある	4.4	2人	3人			
公平性	やや偏りがある 非該当	4.4	3人	1人	1人		

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価（最終目標に対する進捗状況）に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳 (5段階評価)				
		合計点/満点	5点	4点	3点	2点	1点
☆☆ 概ね順調	B：適切な評価	20点/25点	1人	3人	1人		

(3) 事務事業評価に対する主な意見

- ① 必要性について、介護保険法に基づく事業であることが踏まえられており、評価は妥当である。
- ② 目標達成度について、成果指標が設定されていないため、達成度を判断しかねる。フレイルチェック事業や高齢者ふれあいの家支援事業を実施した結果、事業目的に照らし、どのような効果があったのか等を測る必要があるのではないかと。
- ③ 目標達成度について、当該事業の「要介護状態となることを予防する」、「要介護状態等になった場合においても生活機能全体の向上を図る」という 2 点を何らかの指標で示すようにすると良いと思われる。例えば、市民の高齢者に占める要介護状態の者の割合や健康寿命などが参考になるのではないかとと思われる。
- ④ 実施内容・方法について、成果指標が設定されていないことから、「成果を高める工夫」を考えることが困難であり、社会情勢やニーズの変化をどこで捉えるのかも不明確になっていると思われる。そのような観点から、「見直しの余地がある」とした評価は妥当である。
- ⑤ 総合評価について、事業としてはしっかり実施されており、「概ね順調」とした評価は妥当である。

(4) 今後の方向性について

担当課の今後の方向性は、「現状のまま継続」であるが、本委員会の意見としては、「現状維持」が 4 人、「重点化」が 1 人であった。このことから、現在の事業内容を維持してほしい。

(5) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① フレイルチェック事業について知らない高齢市民もいるようなので、広報活動を進め、事業を拡充していただきたい。
- ② 平均寿命が延伸する中、健康寿命があまり延伸しない分、介護の課題がいろいろあるが、県内初の「フレイルチェック測定会」を実施し、自らの健康状態に気づき、日頃の生活を見直す新しい取り組みに大いに期待したい。

番 号	2		
事業名	こども医療費支給事業	担当課	子育て支援課
事業目的	中学校修了までの子どもに係る医療費を支給することにより、子どもの保健の向上と福祉の増進に努める。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校修了までの子どもに係る医療費を支給する。 ・支給の内容は、各種健康保険適用後の一部負担金に相当する額を助成するものとする。 ・所得制限は、設けない。 ・入院時食事療養費標準負担額は、全額補助する。 		

(1) 事業の評価に対する評価

必要性、目標達成度、実施内容・方法及び公平性の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
			5点	4点	3点	2点	1点
必要性	非常に高い	4.6	3人	2人			
目標達成度	概ね達成できた	4.6	3人	2人			
実施内容・方法	見直しの余地がある	4.6	3人	2人			
公平性	やや偏りがある 非該当	4.6	3人	2人			

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価（最終目標に対する進捗状況）に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳 (5段階評価)				
		合計点/満点	5点	4点	3点	2点	1点
☆☆ 概ね順調	A：最適な評価	24点/25点	4人	1人			

(3) 事務事業評価に対する主な意見

- ① 必要性について、子育て世代の負担を軽減することが求められる中で、重要な施策であるため、妥当な評価である。
- ② 目標達成度について、適正に支給されているかどうかの判断を実質的にすることは非常に困難であるが、現物給付化が行われていけば、目標は達成できているものと考えられるため、現時点での評価は妥当である。
- ③ 目標達成度について、就学前児童の数値を採用しているが、就学児に係る医療費について全額助成する目標を達成したのであれば、就学児も含めた数値を成果指標に設定するのはどうか。
- ④ 実施内容・方法について、本事業では「こども」の対象は、義務教育までとされているが、高校進学率や高校の教育費の無償化、2022年4月から成人年齢を18歳とすることなどを考えると、「見直しの余地がある」とした評価は妥当である。
- ⑤ 公平性について、「こども」のみを対象としている点や「こども」も未就学児、中学校修了まで、18歳未満の者との取扱いに差があることを考えると評価は妥当である。
- ⑥ 総合評価について、「こども」に対する医療費を適正に支給することが本事業の内容であり、適正に支給されているのであれば、「概ね順調」とした評価は妥当である。

(4) 今後の方向性について

担当課の今後の方向性は、「重点化」であるが、本委員会の意見としては、「重点化」が3人、「現状維持」が2人であった。このことから、今後の事業については、重点化について検討してほしい。

(5) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① 経済的な自立が困難で、「こども」として公的に保護されるべき対象は、やはり18歳未満の者（ないし高校修了時までの者）であろう。所得制限等を設ける形でも、なるべく「こども」として保護されるべき者に医療費の支給がなされることを願っている。
- ② 市外で受診したことに伴うこども医療費の申請については、それほど頻繁にあるものでもなく、それほど手間ではないため、財政的な負担が大ききようであれば無理する必要はないのではないか。それよりオンライン申請ができれば十分に思える。
- ③ 18歳まで無償化になっている自治体もあるが、市の負担で無償化の対象範囲を拡大することについては、検討の必要がある。

番 号	3	再評価	
事業名	リサイクルプラザ管理運営事業	担当課	環境リサイクル課 リサイクルプラザ
事業目的	資源ごみ、燃えないごみ、粗大ごみ等の処理を実施する。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみ、燃えないごみ、粗大ごみ等を分別処理して、有価物としての売却や最終処分を実施する。 ・粗大ごみの戸別収集を実施する。 ・一般廃棄物最終処分場の管理運営を実施する。 		

(1) 事業の評価に対する評価

必要性、目標達成度、実施内容・方法及び公平性の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
			5点	4点	3点	2点	1点
必要性	非常に高い	5.0	5人				
目標達成度	概ね達成できた	4.2	1人	4人			
実施内容・方法	見直しの余地がある	4.6	3人	2人			
公平性	やや偏りがある 見直しの余地がある	4.6	3人	2人			

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価（最終目標に対する進捗状況）に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳 (5段階評価)				
		合計点/満点	5点	4点	3点	2点	1点
☆☆ 概ね順調	A：最適な評価	23点/25点	3人	2人			

(3) 事務事業評価に対する主な意見

- ① 必要性について、ごみ事業、リサイクル事業は、非常に重要であり、評価は妥当である。
- ② 目標達成度について、成果指標の資源化率は、75～76%で足踏みしているが、結論としては「概ね達成できた」とした評価は妥当である。
- ③ 実施内容・方法について、自然環境や生活環境の保全を考えると、常に効率化を見直していく必要のある事業であり、社会情勢やニーズの変化等を捉える必要のある事業であるため、「見直しの余地がある」とした評価は妥当である。
- ④ 公平性について、ごみの処理・リサイクルには労力（お金）がかかる以上、使用料・手数料を設定することで公平性を保つ必要があると考えられることから、「見直しの余地がある」とした評価は妥当である。
- ⑤ 総合評価について、年度ごとに設定されている目標をおおよそ達成していることから「概ね順調」とした評価は妥当である。

(4) 今後の方向性について

担当課の今後の方向性は、「重点化」であるが、本委員会の意見としては、「重点化」が4人、「現状維持」が1人であった。このことから、今後の事業については、重点化について検討してほしい。

(5) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① 「持続可能な開発」ができる地域社会を構築する際、ごみ・リサイクルは最も重要な事業の一つであり、市民に協力（負担）を求めることも多い難しい事業だと思われる。だが、積極的にごみの（再）資源化を目指して活動してほしい。
- ② ごみの仕分けについて、人口増加に伴い、重要な課題となっているため、市民への指導等の強化を図る必要があると考えられる。

番 号	4	指定管理	
施 設 名	八潮市障がい者福祉施設やまびこ	担 当 課	障がい福祉課
設置の目的	障がい者が自立した日常生活並びに社会生活を営むことができるよう必要な支援を行い、もって障がい者の福祉の増進を図るため。		
業務内容	(1) 障がい者福祉施設の利用の承認に関する業務 (2) 八潮市障がい者福祉施設設置及び管理条例第3条各号(※)に掲げる事業に関する業務 (3) 障がい者福祉施設の施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務 ※(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第7項に規定する生活介護を行う事業 (2) 法第5条第14項に規定する就労継続支援を行う事業 (3) 前2号に掲げるもののほか、障がい者福祉施設の設置の目的を達成するために必要な事業		

(1) 事業の評価に対する評価

「開館時間」「管理執行体制に関する事項」「個人情報の保護」「利用者への対応及びサービス等の向上」「利用許可業務」「施設設備及び物品の維持管理」「経費の執行管理」「その他の事項の評価項目」について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	業務履行内容	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
				5点	4点	3点	2点	1点
①開館時間	開館予定日、時間	A	4.8	4人	1人			
②管理執行体制に関する事項	職員数	A	4.8	4人	1人			
	チェック機能	A						
	法令遵守	A						
③個人情報の保護	適正な取り扱い	A	5.0	5人				
	マニュアルの作成	A						
④利用者への対応及びサービス等の向上	行事の実行	A	4.8	4人	1人			
	自己分析、業務改善	A						
	トラブル対応	A						
	職員研修	A						
⑤利用許可業務	利用料金の設定	—	4.8	4人	1人			
	減免の手続き	—						
	徴収	—						
	公平な選考	A						
⑥施設設備及び物品の維持管理	施設の維持管理	A	4.8	4人	1人			
	施設の改修・修繕	A						
	施設の保安管理	A						
	清掃業務	A						
	安全衛生管理	A						
	物品の管理	A						
⑦経費の執行管理	経費の効率化	A	4.8	4人	1人			
	経理の執行体制	A						
	適正な管理	A						
	経理規程等の整備	A						
⑧その他の事項	一括委託	A	4.8	4人	1人			
	賠償保険	A						

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳 (5段階評価)				
		合計点/満点	5点	4点	3点	2点	1点
A:「協定内容あるいは要求水準等」に対して良好である	A:最適な評価	24点/25点	4人	1人			

(3) 年次事業評価に対する主な意見

- ① 管理執行体制に関する事項について、確認・注意を徹底し、関係法令を遵守されているため、評価は妥当である。
- ② 個人情報の保護について、施設側でも個人情報の保護に関する規定を整備しており、高く評価できる。
- ③ 利用者への対応及びサービス等の向上について、市民からの苦情もなく、職員育成の研修もリモートを利用して実施しているとのことであり、評価は妥当である。

(4) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① リモートによる研修だけでは、必ずしも十分な周知が図れないこともあるため、動画配信の際に、配信しただけにならないよう工夫が求められる。
- ② 施設職員の虐待の対応等、常時意識し、予防に努めていただきたい。

11. 全体に関する意見

令和3年度の本委員会では、4事業の評価を行い、行政評価全体についての意見を次のとおり提示した。今後、八潮市の行政評価制度の改善が図られ、一層、充実した制度となることを期待するものである。

意見

【外部評価委員会の書面開催について】

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、昨年度に引き続き、書面による外部評価となったが、些細なことを質問しても丁寧に回答をいただけたことで、ある程度外部評価委員としての評価もできたと思う。ただ、他の委員の質問に触発されて出される質問もあり、即時的・同時的なコミュニケーションも重要であると思う。

【行政評価について】

毎年行っている外部評価であるが、市の行っている事業評価も適切な評価がされていると思う。今後もさらに努力してもらいたい。

